

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ



# 法務省 再犯防止推進計画等検討会 資料

( 抜 粋 )

刑法犯により検挙された者の数は、ピーク時の平成16年に比べ、約15万人減少(約39万人→約24万人)  
 再犯者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約3.4万人減少(約14.9万人→約11.5万人)



初犯者が大幅に減少しているのに対し、再犯者の減少は小幅にとどまっているため、  
 検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加している

### 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



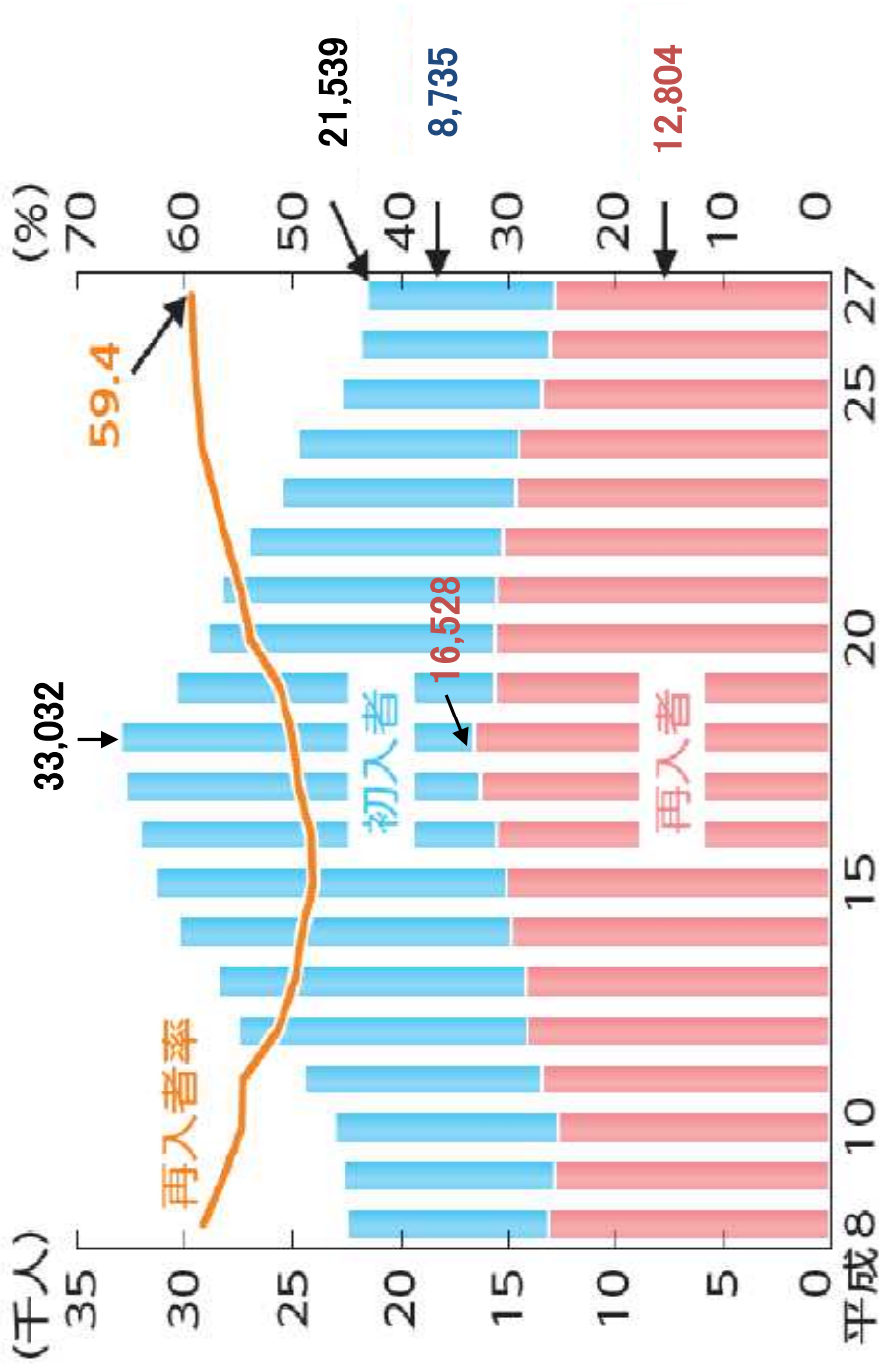
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道交法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

入所受刑者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約1.1万人減少(約3.3万人→約2.2万人)  
 再入者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約4千人減少(約1.7万人→約1.3万人)



初入者が大幅に減少しているのに対し、再入者の減少は小幅にとどまっているため、  
 入所受刑者に占める再入者の割合(再入者率)は増加している

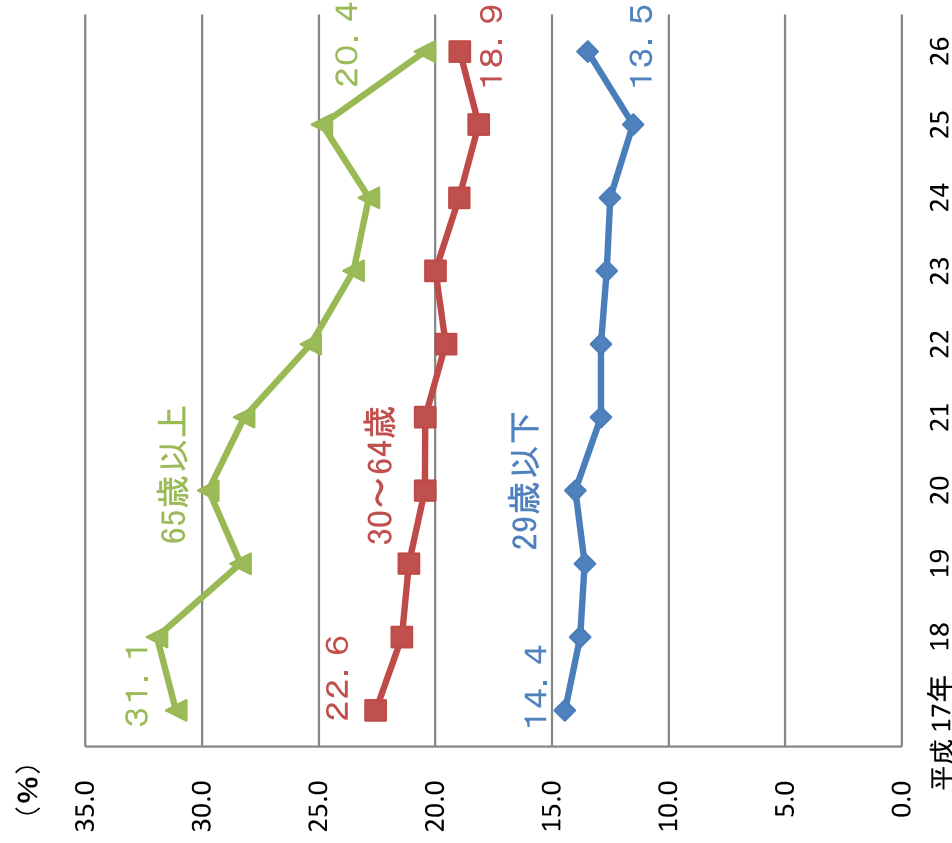
入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移



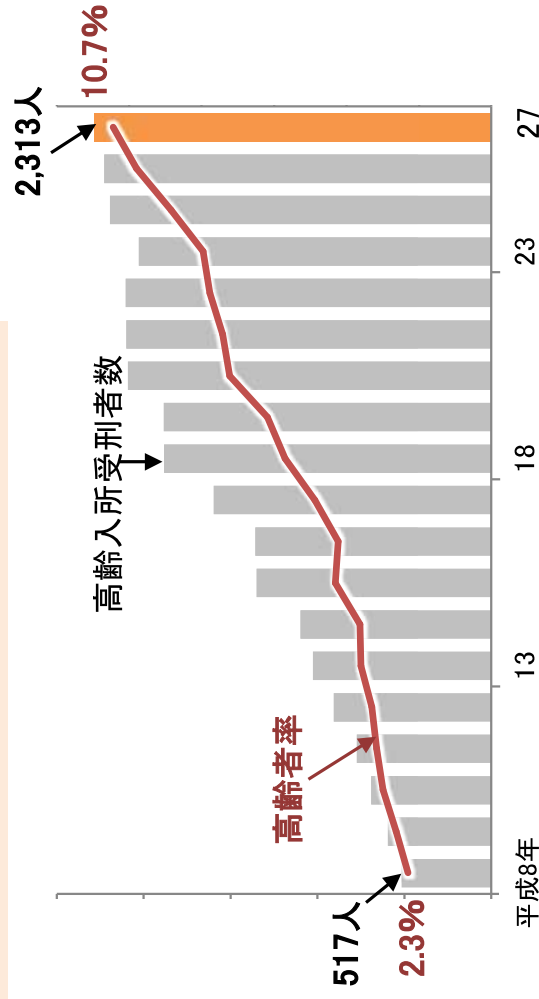
注 矯正統計年報による

- ◇65歳以上の高齢者の2年以内再入率は、大きく減少
- ◇受刑者の高齢化は急速に進展
- ◇高齢・障害等により、福祉的支援を必要とする者は更に増加

### 年齢別2年以内再入率の推移

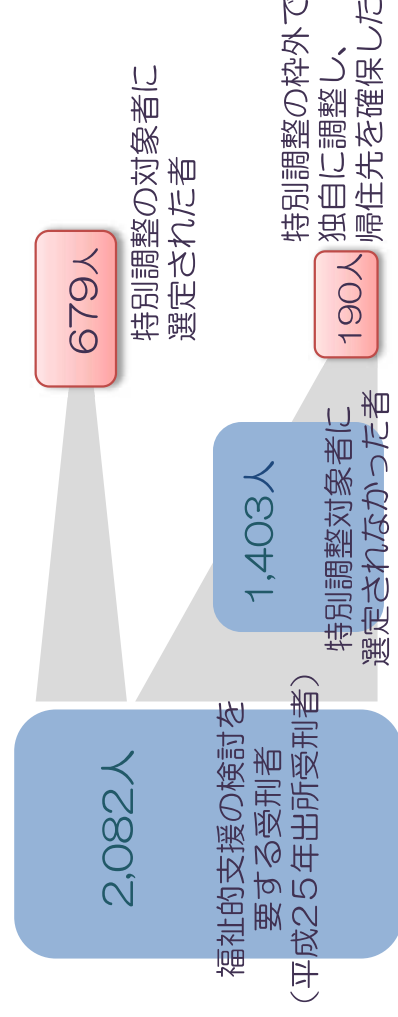


### 高齢入所受刑者数・高齢者率の推移



### 特別調整の実施状況

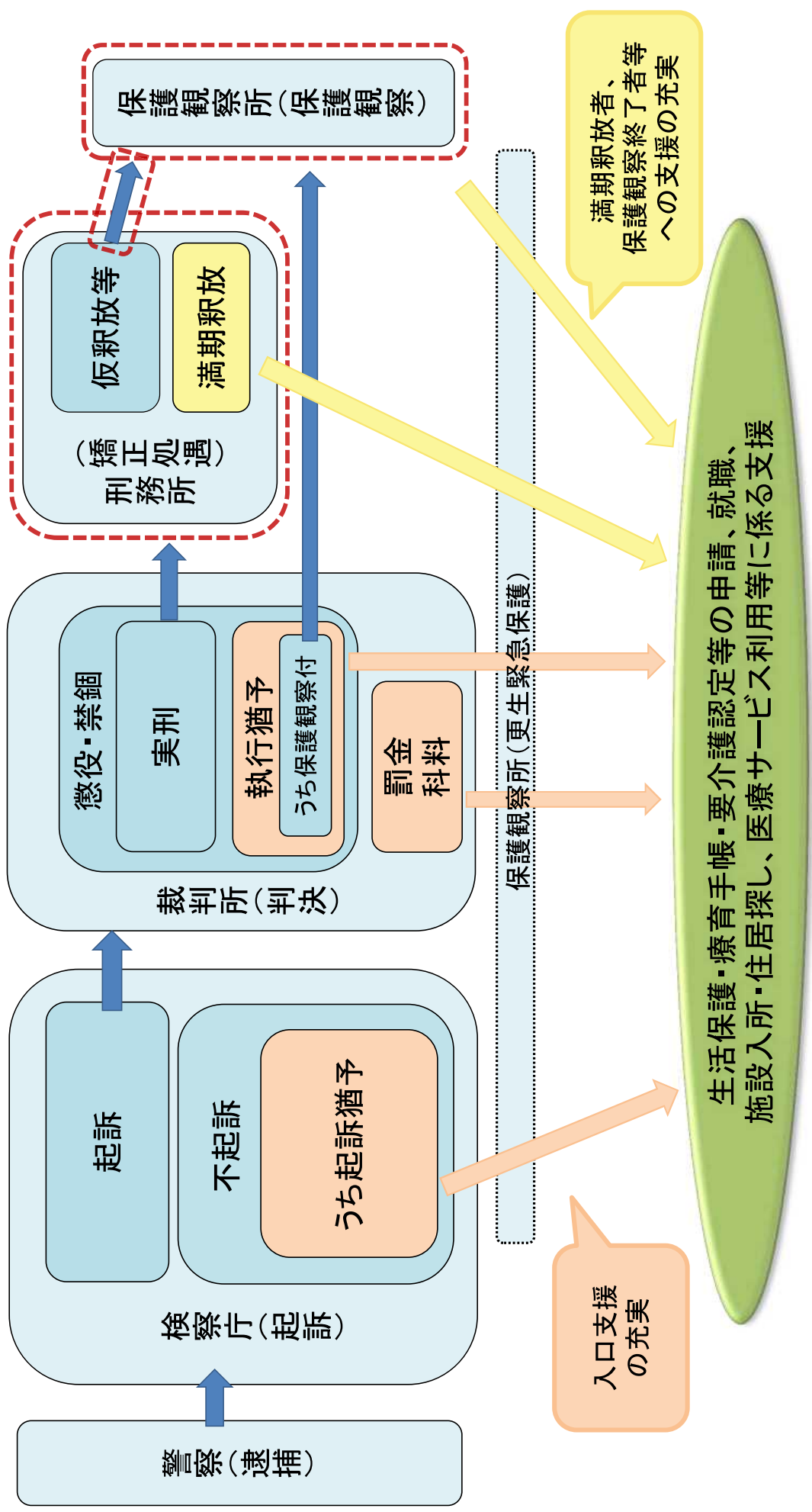
※高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等については、地域生活定着支援センターと矯正施設、保護観察所とが連携し、出所後速やかに福祉サービス等につなぐ取組



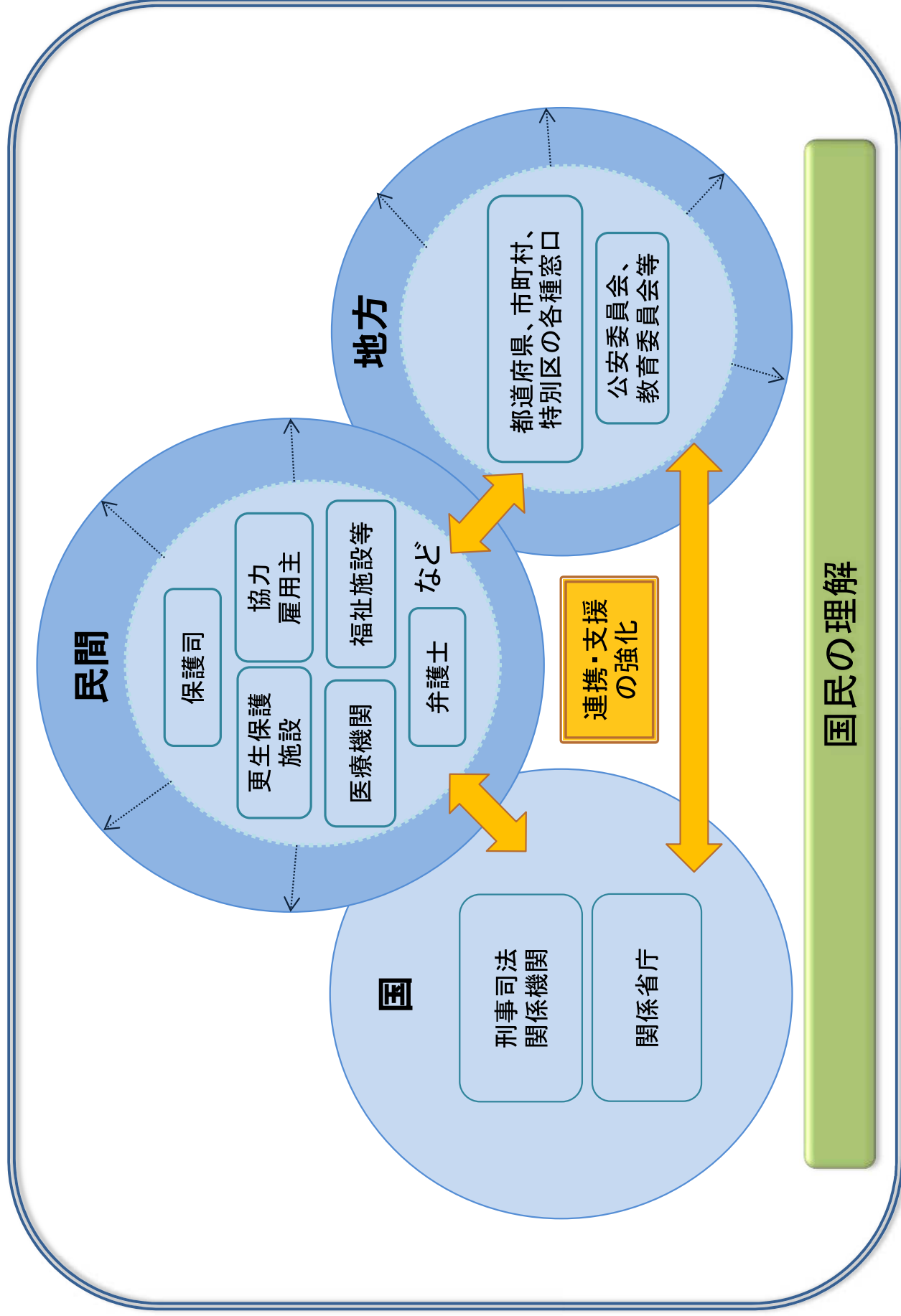


今後は、矯正施設における処遇及び保護観察の充実強化策にとどまらず、起訴猶予となる者、罰金や執行猶予となる者、満期釈放者等に対する福祉・医療的支援を含め、刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じた切れ目のない指導・支援の強化策を講ずる

【刑事司法手続の概略】



これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心となって推進してきたが、  
今後は、国民の理解を土台とし、国・地方・民間とがこれまで以上に連携しながら、  
総合的に施策を推進していく

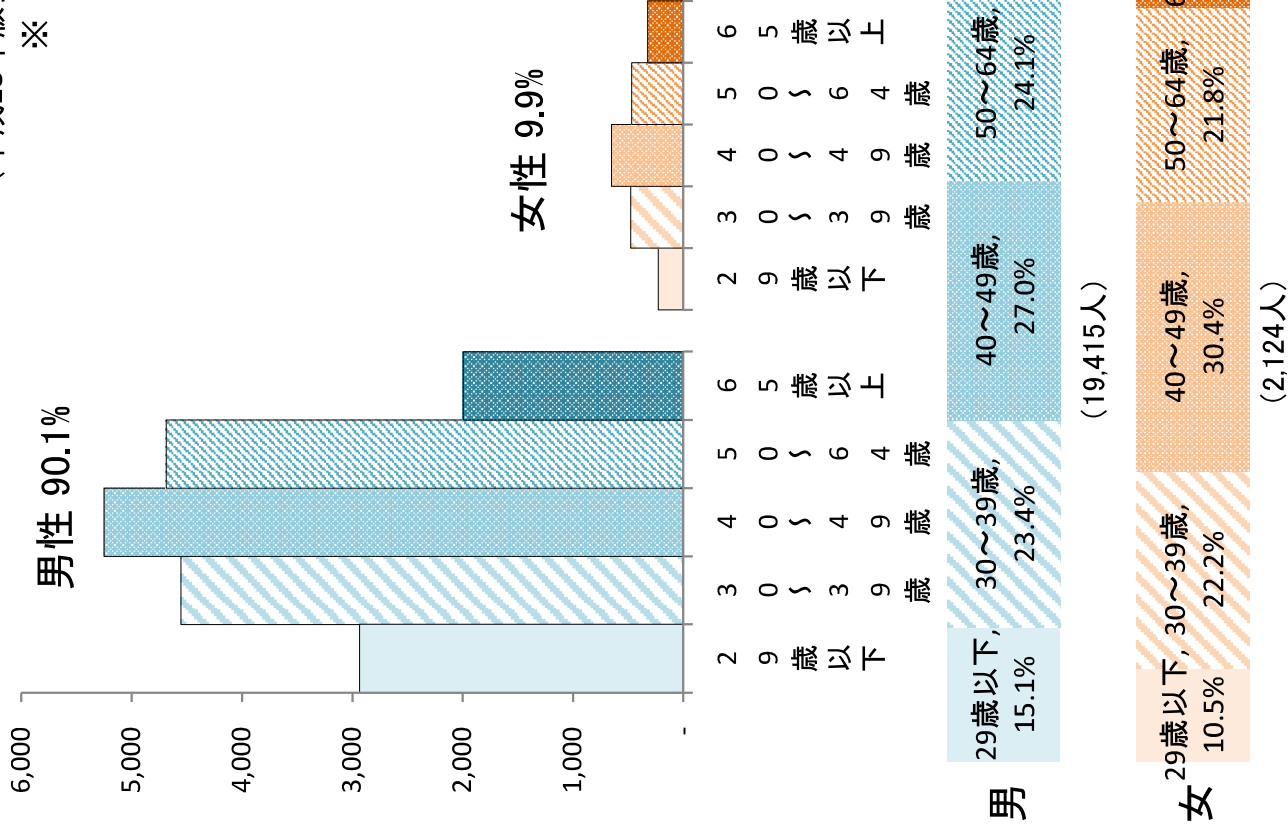


# 犯罪をした者等の年齢と性別

## 受刑者の年齢と性別

(平成28年版犯罪白書)

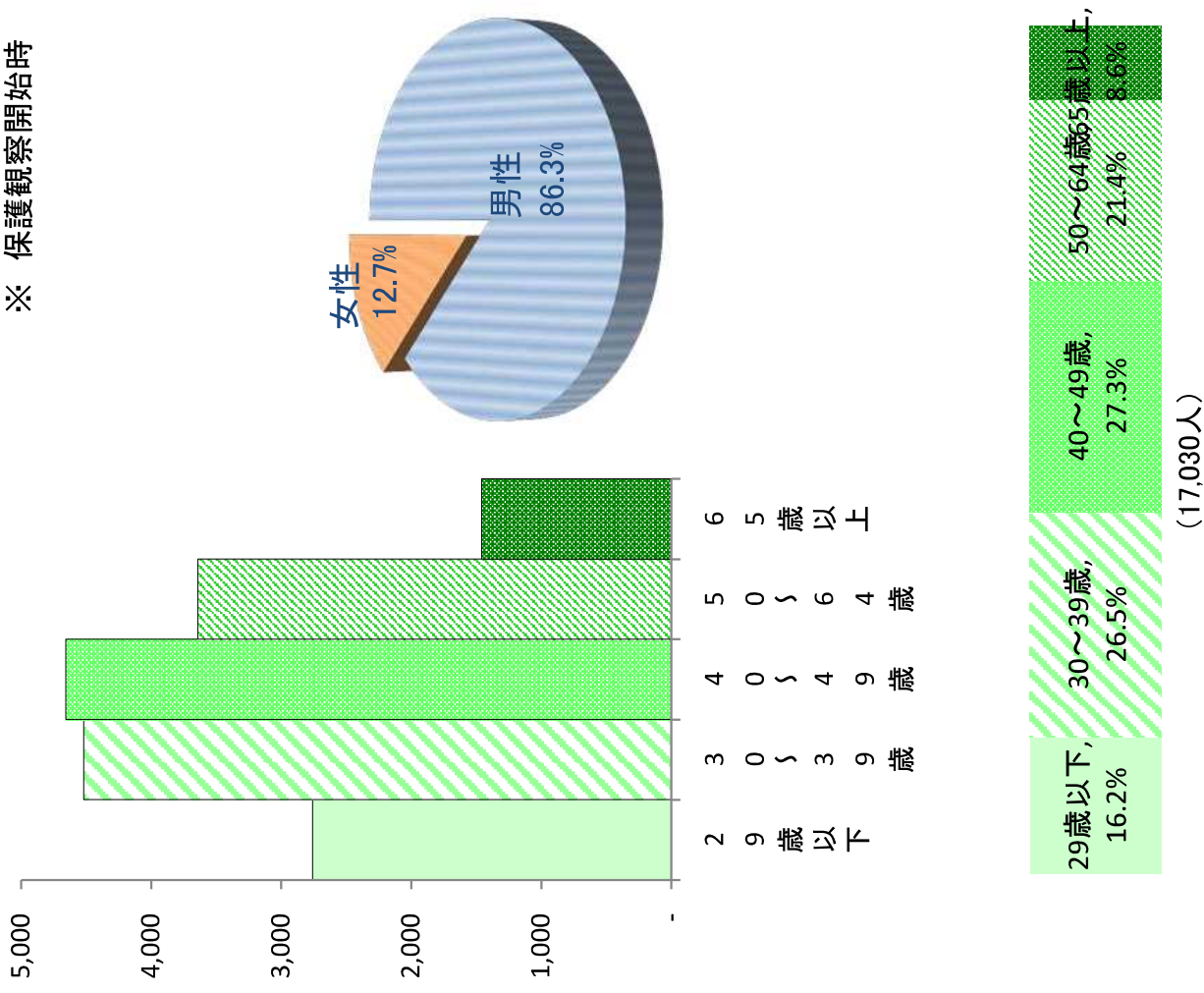
※ 新入所時



## 保護観察対象者(少年を除く。)の年齢と性別

(平成28年版犯罪白書)

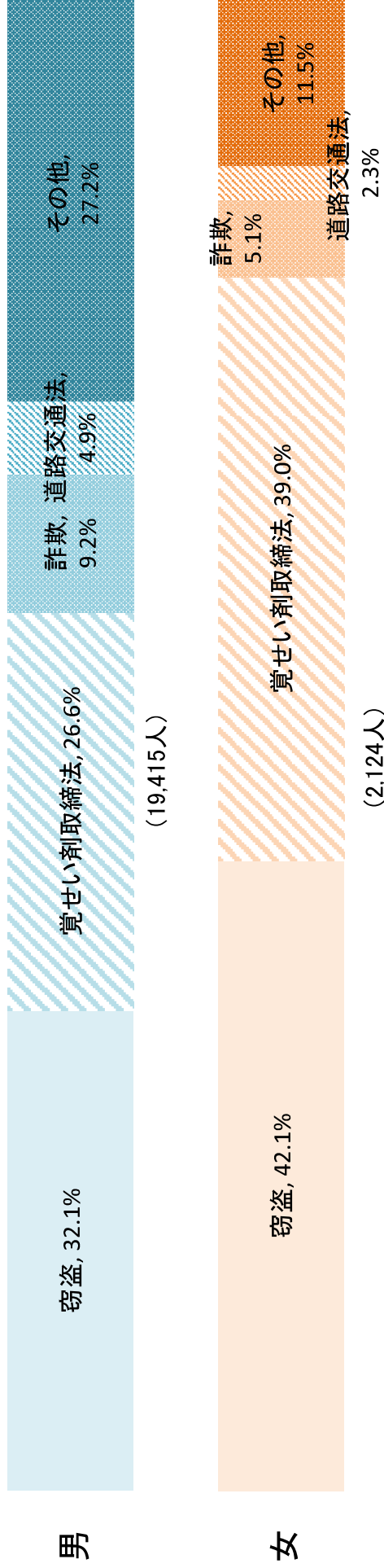
※ 保護観察開始時



# 犯罪をした者等の罪名

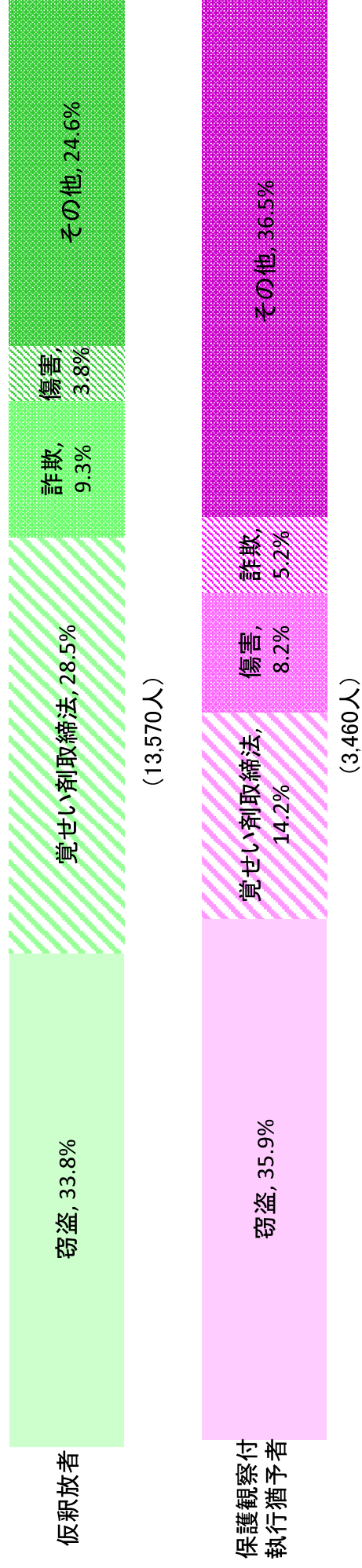
## 受刑者の罪名

(平成28年版犯罪白書)  
※ 新入所時



## 保護観察対象者(少年を除く。)の罪名

(平成28年版犯罪白書)  
※ 保護観察開始時



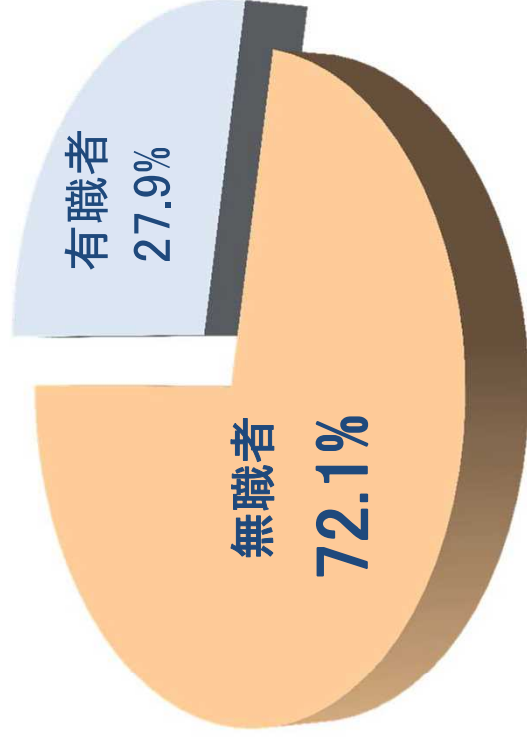
※ 「傷害」には「傷害致死」を含む。

## 再犯防止のための就労の確保等の重要性

- 刑務所再入所者のうち、再犯時に仕事がなかった者の割合は約7割
- 仕事のない者の再犯率は、仕事がある者の約3倍

### 再入所者の再犯時の職業の有無

(平成28年版犯罪白書)



### 有職者・無職者別再犯率

(平成23年から27年までの保護統計年報の累計)



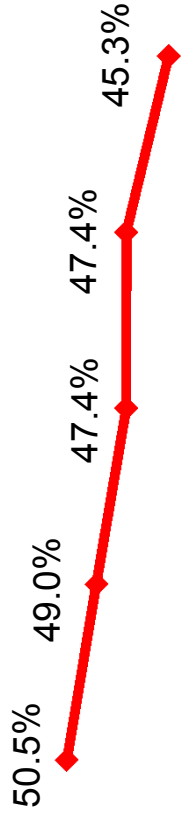
仕事がないことが再犯に大きく影響しており、再犯を防止するため、就労を確保することが極めて重要

# 住居の確保等の施策の強化の必要性

- 社会環境の変化から、出所者のうち親族のもとへ帰住できる割合は減少傾向にある
- 一時的な住居が必要なが未だに多く存在する一方で、更生保護施設への受入人数は頭打ちとなっている
- 一時的な住居を確保しても、4人に1人が定住先を確保できないまま退所している

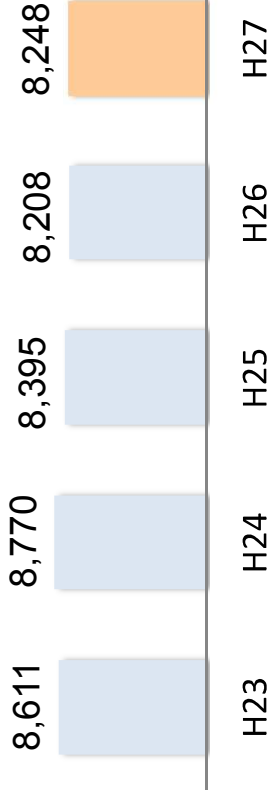
## 出所後親族のもとへ帰住した者の割合の推移

(矯正統計年報)



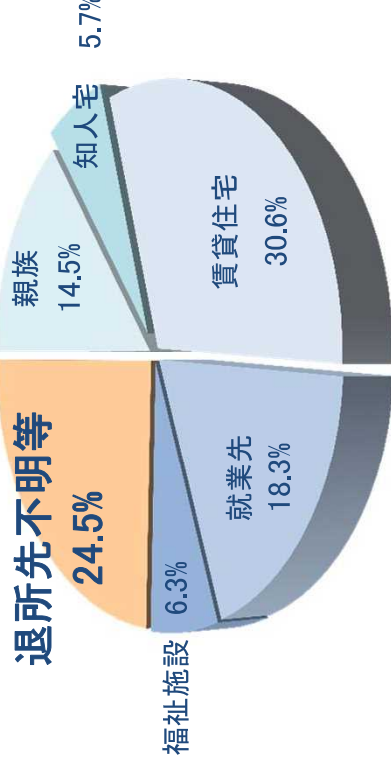
## 更生保護施設の受入人数の推移

(保護統計年報)



## 更生保護施設退所後の住居等

(法務省資料)



犯罪をした者等の再犯を防止するため、  
住居の確保等の施策を、より一層推進する必要がある

## 再犯防止の活動を行う様々な民間ボランティア

再犯防止に関する施策は、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が、再び社会の一員となることを支援し、円滑に社会に復帰できるようにすることを旨として行うことが求められており、そのためには、民間ボランティアによる再犯防止に関する活動を促進することが重要である。

再犯防止に関する活動を行っている民間ボランティアとしては、以下のような団体等がある。

### 保護司（全国約4万8,000人）

犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察官と協働して、保護観察対象者と面接を行って指導や助言をしたり、矯正施設在中の者の出所後の生活環境の調整を行うほか、犯罪や非行を予防するための啓発活動を行っている。

### 更生保護女性会（全国約16万5,000人）

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪や非行を予防するための啓発活動や、犯罪をした者等の立ち直りを支援する活動を行うボランティア団体。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察を受けている者の社会貢献活動等への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開している。

### BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略）（全国約4,500人）

非行少年の「兄」や「姉」のような身近な存在として、非行少年と一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」や学習支援のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察を受けている者の社会貢献活動等への協力を行っている。

### 篤志面接委員（全国約1,600人）

受刑者や少年院在院者等の改善更生、円滑な社会復帰のため、矯正施設において、様々な奉仕活動を行うボランティア。受刑者や少年院在院者等と面接し、相談・助言を行うほか、矯正指導、クラブ活動、レクリエーション等の様々な働き掛けを行っている。

### 教誨師（全国約2,000人）

受刑者や少年院在院者等の信教の自由を保障し、精神的安定を与えとともに、改善更生と社会復帰に寄与するため、その希望に応じて、宗教教誨を行うボランティア。宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨がある。

### 少年警察ボランティア（全国約5万7,000人）

地域において、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う、警察本部長等が委嘱する民間ボランティア。公共の場所等において不良行為少年等に対して助言・指導を行う街頭補導活動のほか、少年・保護者等に対する相談活動、少年の活動機会の提供と居場所づくり、被害少年支援、広報啓発活動などの活動を行っている。

その他、特定非営利活動法人（NPO法人）や、財団法人・社団法人等が、犯罪をした者等の社会復帰を促進すること等を目的として、民間の創意工夫に基づき、様々な独自の活動を行っている。具体的には、民間企業と連携して矯正施設出所者の就労先確保に向けた独自の取組を行うNPO法人・財団法人や、矯正施設を出所して立ち直った当事者の立場から矯正施設在所中の者や保護観察を受けている者への支援を行うNPO法人等がある。



# 関係機関における体制整備

## 国等の再犯防止関係機関

### 検察庁

起訴猶予となる者等について、調査・面談等を行った上、支援策を検討し、高齢・障害等の問題を抱える者に対し、保護観察所や福祉サービス等窓口と連携して福祉サービス等につなげる、いわゆる入口支援を実施している。

### 刑事施設

受刑者に対し、矯正処遇（職業訓練を含む作業、社会生活への適応に必要な知識や生活態度等を習得させるための改善指導、学力が不十分な者等に対する教科指導）を実施している。

### 地方更生保護委員会

刑事施設や少年院に収容されている者について、改善更生の意欲や再犯のおそれ等を調査し、仮釈放等の許否を決定する。また、生活環境調整について、保護観察所間の調整等を実施している。

### 少年鑑別所

家庭裁判所等の決定に基づき、少年を収容するとともに、家庭裁判所や関係機関からの依頼に基づき鑑別を実施している。また、これらのノウハウをいかし、法務少年支援センターとして、地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助を実施している。

### 少年院

保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として、個々の特性に応じた矯正教育（生活指導、職業指導、教科指導等）や社会復帰支援を実施している。

### 保護観察所

保護観察対象者に対し、改善更生・社会復帰に向けた指導監督・補導援護を実施するほか、受刑者等に対する生活環境の調整や、起訴猶予者や刑期が終了等した者等に対する緊急的な措置（更生緊急保護）を実施している。また、民間の団体等に対する援助や犯罪予防活動も担っている。

### 警察

非行少年の健全育成のための支援のほか、刑事施設、保護観察所等と連携して、暴力団離脱指導、ストーカー再加害防止、子ども暴力的性犯罪対策等を実施している。

### ハローワーク

刑務所出所者等の就労の確保に向け、刑事施設、少年院、保護観察所と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施している。

その他様々な関係機関が連携して、犯罪をした者等の再犯防止対策を実施

## 推進法により求められる施策

### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

推進法により求められる施策を適切に実施するため、  
国の再犯防止関係機関の体制の整備の推進が必要